

## 最高人民法院による情報ネットワークの伝送権侵害に係る民事係争事件の審理における法適用の若干問題に関する規定

最高人民法院からの情報によると、《最高人民法院による情報ネットワークの伝送権侵害に係る民事係争事件の審理における法適用の若干問題に関する規定》は 2012 年 11 月 26

日に最高人民法院裁判委員会の検討を通過して許可されたとのことである。本日、最高人民法院は該司法解釈の全文を公布し、人民法院が審理実務において情報ネットワークの伝送権侵害に係る係争事件をいかに審理するかについて規範化した。

最高人民法院は調査、研究を経て、何度も意見を募集し、慎重に論証した上、《最高人民法院による情報ネットワークの伝送権侵害に係る民事係争事件の審理における法適用の若干問題に関する規定》を発行し、同規定は 2013 年 1 月 1 日より実施されるようになった。

該司法解釈は計 16 条あり、主に人民法院が情報ネットワークの伝送権に係る係争事件を審理するとき自由裁量権を行使する場合の原則や、情報ネットワークの伝送権侵害行為の構成、ネットワークサービスのサプライヤーの誘引侵害、寄与侵害、司法実務の中でよくみられる情報記憶スペースにおけるネットワークサービスのサプライヤーがネットワークユーザーによる情報ネットワークの伝送権侵害を知り得る場合の判定基準、人民法院のこの種の事件についての管轄などについて定めている。

該司法解釈によれば、ネットワークのユーザーまたはネットワークサービスのサプライヤーは権利者の許諾を得ずに、情報ネットワークによって権利者が情報ネットワークの伝送権を享有する作品、実演、録音録画製品を提供する場合、法律、行政法律規定には別途定めがある場合を除き、情報ネットワークの伝送権に対する侵害行為を構成し、ネットワークサービスのサプライヤーがネットワークサービスを提供する際、ネットワークのユーザーが情報ネットワークの伝送権に対する侵害行為を実施することを誘引し、またはそれを手伝う場合、ネットワークサービスのサプライヤーはネットワークのユーザーによる情報ネットワークの伝送権に対する侵害行為に対して連帯責任を負うとされている。そのほか、該司法解釈はさらに情報ネットワークの伝送権侵害に係る民事係争事件の管轄問題について定めている。該司法解釈では、《最高人民法院によるコンピューターネットワーク著作権に係る民事係争事件の審理における法適用の若干問題に関する規定》で定められたこの種の事件についての管轄原則を援用した上、さらに、司法実務の状況に基づき、権利侵害行為発生地及び被告側住所所在地が確定され難い、或いは権利侵害行為発生地及び被告側住所所在地が海外にある場合について追加規定され、権利侵害内容が原告側によって発見されたコンピューター端末などの設備の所在地は権利侵害行為発生地だとみなされ、人民法院はこの種の事件についても管轄権を持つ。この場合、権利者がわが国において提訴するのが便利となり、権利者の合法的な権益が確実に守られることになった。

独禁法周辺規定 3 部、近頃公布される見込み

独禁法の周辺規定 3 部はいよいよ最後の段階の論証に入り、近頃、公布される見込みであるという。該 3 部の規定はそれぞれ、《知的財産分野における独禁法執行指南》、《経営者集中案件に適用される略式手続き審理に関する暫定規定》、《経営者の集中に対する制限的な条件の付加に関する規定》である。

《報告》によれば、2011 年から 2012 年にかけての間、中国独禁法実施体系の仕組みが正式に確立したという。一方、中国における 3 つの独禁法執行機関はそれぞれの職責範囲内において関連行政関連規定制度についての研究を行い続けるとともに、適切なタイミングに待望されていた 2 部の行政規定《経営者集中の競争影響評価に関する暫定規定》及び《未申告経営者に対する集中的な調査処理暫定弁法》を公布し、さらにわが国における独禁法の行政法執行体系を完備させるよう努力した。他方、最高人民法院はさらに《独占行為による民事係争事件の審理における法適用の若干問題に関する規定》（以下、独占禁止に関する司法解釈）を頒布し、わが国における公的執行と私的執行との同時進行を実現した独禁法実施体系の正式的確立を示しているとともに、独禁法の更なる発展のために新たなパワーを注いだ。

北京大学法学院の教授盛傑民氏は、企業合併、環境保護、対外貿易関係及びより複雑な特殊産業（例えば、銀行、保険、電気通信、電力、石油などの業界）における独禁法の適用は無視してはいけないと話している。

また、中国国家発展改革委員会からの情報によれば、同委員会は 1 月 4 日にサムソン、LG、奇美電子、友達光電、中華映管、瀚宇彩晶など 6 つの海外企業に対して計 3.53 億人民元の罰金を処し、内訳サムソンは 1.01 億元、LG はサムソンを上回る 1.18 億元、奇美電子は 9441 万元、友達光電は 2189 万元、中華映管は 1620 万元、瀚宇彩晶は 24 万元であるという。

（上記訳文是北京三友知識産権代理有限公司翻訳部によるものです）

《職務発明者の合法的權益への保護を一層強化し、知的財産権の運用、実施を促進するための若干意見》の印刷・発行に関する通知

各省、自治区、直轄市の知識産権局、教育庁（局）、科学技術庁（局）、工業及び情報化庁（局）、財政庁（局）、人力資源・社会保障庁（局）、農業庁（局）、国有資産監督管理委員会、国家税務局、地方税務局、工商行政管理局、版權局、林業局並びに各関連団体：

《国家中長期人材発展計画綱領（2010-2020 年）》に基づき、中央人材事業協力チームの審議を経て、《職務発明者の合法的權益への保護を一層強化し、知的財産権の運用、実施を促進するための若干意見》を印刷・発行し、これに準じて執行するものとする。

以上

中華人民共和国国家知識産権局 中華人民共和国教育部 中華人民共和国科学技術部  
中華人民共和国工業及び情報化部 中華人民共和国財政部  
中華人民共和国人力資源・社会保障部  
中華人民共和国農業部 國務院国有資産監督管理委員會 国家稅務總局  
中華人民共和国国家工商行政管理總局 中華人民共和国国家版權局 国家林業局  
中国人民解放軍總裝備部

## 職務発明者の合法的權益への保護を一層強化し、知的財産権の運用、実施を促進するための若干意見

『国家中長期人材發展計画綱領（2010-2020年）』（以下、《人材發展計画綱領》と略称する）を徹底し、職務発明者の合法權益を保護し、革新型科学技術人材の役割を十分に果たし、革新型国家の建設や人材強国のために、以下のように意見を提起する。

### 一、職務発明者の合法權益に対する保護の強化作業を十分に認識すること

改革開放が実施されて以来、わが国では、職務発明者の權益に関する保護制度が確立し、それについての完備作業が進んでいる。職務発明者が知的財産の創出や運用、実施する場合の積極性及び自発性が不断に高まり、職務発明創造がわが国の経済社会の發展において果たす役割が日々目立つようになった。しかし、全体からみれば、職務発明者の權益に関する保護作業にはなおさら改善、強化していく余裕があるとみられ、主に次の面に具現化されている。即ち、関連立法及び制度を着実させ、改善する必要があること、職務発明者の合法權益を保護する重要性がまだ十分に認識させておらず、職務発明者の合法權益を侵害する現象が多発していること、職務発明者へのインセンティブをさらに強化していく必要があること。

そのため、《人材發展計画綱領》は、科学技術成果の創造者の合法權益を保護すべきことを提示した。数多くの職務発明者は科学技術革新型人材軍の重要な構成部分であり、科学技術成果の創造者の合法權益を保護する作業の最も重要なポイントとしては、職務発明者の合法權益への保護をより一層強化し、知的財産権の運用、実施を促進することである。一方、人材強国戦略及び科学教育興国戦略、知的財産戦略を実施するには、職務発明及びその知的財産の運用及び実施に有利なインセンティブメカニズム及び權益配分メカニズムを健全、完備させていき、職務発明者の合法權益への有効な保護をより一層強化し、人材の成長や人材パワーを活かせる社会的雰囲気を作り出し、法律政策の土壌を育成し、革新型国家の建設や経済社会のより理想的、より迅速的な發展のためにより豊か、強固な人材保障を提供することが求められている。

### 二、職務発明者の合法權益への保護の強化作業が全体に求められていること

職務発明者の合法權益への保護作業に関する指導、サポート及び宣伝を強化すること。具体的には、地方各クラスの人民政府及び関連機関は現地及び機関内の実情に応じて、積極的に有効な措置を講じ、企業、事業体、軍隊所属団体を対象に職務発明者の合法權益への保護作業の指導及び監督を強化し、企業、事業体、軍隊所属団体が法律に基づき職務発

明に係る知的財産管理制度を確立し完備させることをサポートしていくこと。また、企業、事業体、軍隊所属団体が知的財産の運用及び保護能力を向上させるよう指導、支援し、実施可能な方法を探って知的財産の経済価値の取得を加速させ、タイミングよく職務発明者の合法権益を図るために物的保障を提供すること。また、職務発明者の合法権益への保護制度についての宣伝・普及を強化し、人材尊重、革新を重んじる社会環境を育て、作り出すこと。

そして、法律規定及び関連政策を厳粛に執行し、職務発明者の権益を着実させること。

具体的には、企業、事業体、軍隊所属団体は国家関連法律規定及び制度を遵守することを前提として、職務発明に関する内部の定款や制度を改善し、メカニズムの透明性や手続きのスムーズな進行、責任の明白度、奨励金の合理性を図ること；また、特許法、科学技術成果転化促進法などの法律規定における職務発明に関する規定を厳粛に執行し、団体内部で行われた発明創造の知的財産権の帰属を合法、合理的に確定し、職務発明者の署名権及び奨励金、報酬金を取得する権利を守り、職務発明者の知的財産の運用、実施の面における積極的な役割を十分に果たせること；また、職務発明者の権益に係る係争や矛盾を適切に予防し、適時に解決し、居心地良く、積極的に革新し、やる気満々の調和がとれた雰囲気を作り、人材の才能を十分に活かし、人材のパワーを十分に利用すること。

三、規則と制度を確立し、健全させ、責任、権利と義務を明確にすること

(一) 発明創造に関する報告制度を確立すること。国有企業、事業体及び軍隊所属団体としては、発明創造に関する報告制度を建て、研究開発している中で、特に発明創造が生まれた後、団体と発明者との間の権利、義務及び責任を明確にし、適時に発明創造の権益の帰属を確定すべきである。そして、国有企業、事業体及び軍隊所属団体は該団体の具体的状況に基づき、発明者がその成し遂げた所属団体の業務と関連する発明創造について適時に該団体に報告するとともに、該発明が職務発明であるか否かについての意見を併せて提出する制度を明確にすることができる；団体が発明者からの報告を受けた後、適時にそれを確認するとともに該発明が職務発明であるか否か、如何なる方法によって該発明について知的財産保護を図れるかを発明者に知らせるべきである。

(二) 職務発明に関する管理制度を確立すること。具体的には、国有企業、事業体及び軍隊所属団体は職務発明に係る知的財産管理制度を確立し、専門機構を設け、または知的財産管理作業を担当する専門スタッフを指定しなければならない。団体内の知的財産資産管理ファイル保存制度を確立し、健全させ、確定された職務発明については、特許出願をするのか、それとも、その他の知的財産権保護措置を講じるのかを決めるために総合的に評価し、知的財産権の有効性を積極的に守っていかなければならない。総合的評価を経て放棄と決めた特許権またはその他の知的財産権について、放棄する前に発明者に知らせなければならない。

(三) 職務発明に対する奨励及び報酬制度を確立し、完備させること。具体的には、国有企業、事業体及び軍隊所属団体は法律に基づき職務発明に対する奨励及び報酬制度を確立

し、完備させ、精神的インセンティブと物質的賞与とを結合する原則に照らし、職務発明に対する奨励及び報酬の条件、手続き、方式及び金額を明確にすること。また、団体と発明者の間では、奨励、報酬の金額または方式が約束された場合、確実にそれに沿って履行すべきである。団体は職務発明に対する奨励及び報酬制度を制定するときに、研究開発者の意見や提案を充分聴取し、取り入れなければならない。

四、法律に基づき職務発明者の合法権益を守り、職務発明者が職務発明及びそれに係る知的財産権の運用及び実施へ参与するよう励ますこと

(四) 団体と発明者との間において発明創造に係る知的財産権の帰属を約束するよう励ますこと。具体的には、所属する団体の物質、技術条件を利用して成し遂げた発明創造について、法律、行政法律規定には別途定めがあった場合を除き、該団体は、双方が共同で特許出願し共同で特許権または関連知的財産を享有するか、または発明者が特許出願し特許権または関連知的財産を享有し、団体自身が無料実施権を享有するよう発明者と約束することができる。発明創造につき知的財産権を取得した後、団体及び発明者は約束に基づき権利行使し、義務を履行する。

(五) 職務発明者が団体からその放棄する予定の知的財産を譲り受けることをサポートすること。国家が設立した高等学院・学校、科学研究院・研究所はその享有する特許権またはその他の関連知的財産権を放棄する予定がある場合、放棄するまでの1ヶ月以内に職務発明者に知らせなければならない。職務発明者にはそれを譲り受ける意向がある場合、団体との協議によって、有償、または無償で該特許権または関連知的財産権を取得することができる。団体は権利譲渡手続きを積極的に協力しなければならない。

(六) 職務発明者が知的財産権の運用及び実施へ積極的に参与するよう励ますこと。国家が設立した高等学院・学校、科学研究院・研究所では、職務発明が知的財産権を取得した後、正当な理由なしに二年以内に運用、実施されなかった場合、職務発明者は所属団体との協議・取り決めを経て自ら運用、実施することができる。職務発明者がこれによって取得した収益を取り決めにより適当な比例で所属団体に返却しなければならない。

(七) 職務発明者の特許書類及び各種関連書類についての署名権を確保すること。署名権は発明者の精神的権利であり、法律によって保護されている。職務発明の実質的特徴について進歩性のある寄与をした者に限り、特許書類及び各種関連書類において署名する権利を享有する。職務発明の実質的特徴について進歩性のある寄与をせず、作業の連絡者、運営者、物質的技術条件の利用のために便利を提供する者またはその他のサポート的な作業を行う者は、発明者として署名してはならない。

(八) 職務発明の報酬比例を引き上げること。職務発明者と約束もせず、団体の定款においても報酬金について定めていない状況の下、国有企業、事業体及び軍隊所属団体は自らその発明特許権を実施する場合、職務発明者全員に支払う報酬総額は該発明特許の実施によりもたらす営業利潤の3%以上でなければならない。発明特許権を他人に譲渡し、またはその実施を他人に許諾し、または発明特許権によって出資する場合、職務発明者全員に給付

する報酬総額は譲渡対価、許諾使用料または出資比例の20%以上でなければならない。国有企業、事業体及び軍隊所属団体が所有するその他の知的財産権についても前述比例を参照して対応することができる。

(九) 職務発明の報酬額を合理的に確定すること。具体的には、団体は職務発明の報酬算定制度を確立すべきであり、報酬額を算定する場合、各職務発明が製品全体または工程の経済利益にどれくらい寄与したのか、及び、各職務発明者がそれぞれの職務発明にどれくらい寄与したのかを考慮しなければならない。団体の経営策または企業運営モデル上の需要に応じて、職務発明特許または関連知的財産権を低額または無償で譲渡し、または職務発明特許または関連知的財産権の実施を他人に許諾する場合、関連技術の市場価格を参照して、職務発明者に支払う報酬額を合理的に確定しなければならない。

(十) 職務発明者への奨励金及び報酬金を適時に支払うこと。職務発明者との間に別途約束があった場合を除き、団体は特許権またはその他の関連知的財産権が公報掲載された日より起算して3ヶ月以内に奨励金を支払うべきである。また、団体は知的財産権の実施を他人に許諾し、または知的財産権を他人に譲渡した場合、実施料または譲渡対価が口座に振り込まれた日より起算して3ヶ月以内に報酬金を支払うべきである。また、団体が自ら特許またはその他の関連知的財産権を実施し、且つ、現金の形で毎年報酬金を支払う場合、各会計年度が終わった後の3ヶ月以内に報酬金を支払うべきである。株の形で報酬を支払う場合、法律規定及び団体の定款、制度に基づいて配当しなければならない。団体は自ら知的財産権を実施した日または許諾契約、譲渡契約の発効日よりの合理的期限内において、自ら知的財産権を実施し、知的財産権の実施を他人に許諾し、または知的財産権を他人に譲渡する場合の状況を関連職務発明者に知らせなければならない。

(十一) 特定の状況の下、職務発明者が奨励金及び報酬金を取得する権利を保障すること。職務発明者とその在職していた団体との間に就労関係または人事関係を解除し、または終了した後、元の団体との間に別途約束があった場合を除き、元の団体から奨励金及び報酬金を取得する権利がそのまま維持される。職務発明者が死亡した場合、その奨励金及び報酬金を取得する権利がその承継人によって承継される。

五、職務発明者の権益を守る政策措置を完備させ、職務発明者の権益保護作業への監督を一層強化すること

(十二) 職務発明者が奨励金及び報酬金を取得するための財政税収上の優遇政策を着実にし、完備させること。企業の職務発明者への奨励金及び報酬金がコストに納入され、事業体及び軍隊所属団体の職務発明者への奨励金及び報酬金が国家の関連規定に基づいて支払われる。職務発明者への奨励金及び報酬金について国家税法の関連規定に基づいて優遇政策を与えることにより、職務発明者が職務発明創造を行い、運用、実施する場合の積極性、自発性、創造性を十分に引き出すこと。

(十三) 職務発明に係る知的財産権の関連要素を考察、評価の範囲内に取り入れること。高等学院・学校、科学研究院・研究所が国家資格を評価、確定し、昇進を考慮する場合、

科学研究者が職務発明創造を行い、運用、実施する状況を考察・評価の範囲内に取り入れ、同等条件の下では優先的に考慮するよう励ますこと。

(十四) 職務発明者の権益に対する保護の状況を考察・評価の指標に取り入れること。団体における職務発明制度の執行情況を、知的財産権試行団体を評価・確定し、または特許出願支援政策を享受できるかを評価・確定する場合の重要な考察・評価要素として考慮するとともに、国有企業・事業体のトップを評価する内容に取り入れる。

(十五) 職務発明者の権利擁護を支援するメカニズムを確立すること。各クラスの地方知的財産管理機構及び国防知的財産管理機構は職務発明者の権利擁護を支援するメカニズムを確立し、完備させ、団体及び職務発明者のために権利擁護支援サービスを提供する専門機構を指定しなければならない。団体と発明者との間に、発明創造及びその知的財産権の帰属または職務発明の奨励及び報酬の方式または額について約束があった場合、関連協議について所在地に省、自治区、直轄市の知的財産管理機構及び国防知的財産管理機構へ届出を行うことができる。起こった職務発明係争について、各クラスの地方知的財産管理機構及び国防知的財産管理機構は適時に法律に基づき調停し処理しなければならない。各地域、各機構、各関連団体は本意見の原則、要求に従い、本地域、本機構、本団体の実際の状況を結び付けて、具体的な執行方法及び措置を制定しなければならない。—